

# 専門実践教育訓練明示書 2024年10月1日時点

講座の名称	社会福祉士一般通信学科(実習免除者)				
実施方法	① 通学(昼間・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 3回)				
指定講座番号(15桁)	1510024	—	2220011	—	8
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成11年4月1日	過去1年の講座実績	入講者数(79人) 2024年4月入学者	修了者数(69人) 2024年9月修了者 (正規修了の者)	
訓練期間	18ヶ月	総訓練時間		2610時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( 社会福祉士 ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学院 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( ) 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 なし				
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省				
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	本学科に定められた修業期間以上在学し、所定の全科目に合格した者について、学校長が本学科の卒業を認定する。卒業した者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の規定に基づき、社会福祉士国家試験受験資格を取得する。				
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	医療ソーシャルワーカー、生活相談員、児童福祉司 等				
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム)	時間	使用教材名			
医学概論	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座1「医学概論」(中央法規出版)			
心理学と心理的支援	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座2「心理学と心理的支援」(中央法規出版)			
社会学と社会システム	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座3「社会学と社会システム」(中央法規出版)			
社会福祉の原理と政策	180	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座4「社会福祉の原理と政策」(中央法規出版)			
社会福祉調査の基礎	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座5「社会福祉調査の基礎」(中央法規出版)			
ソーシャルワークの基盤と専門職	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座11「ソーシャルワークの基盤と専門職(共通科目)」(中央法規出版)			
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	90				
ソーシャルワークの理論と方法	180	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座12「ソーシャルワークの理論と方法(共通科目)」(中央法規出版)			
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	180	最新 社会福祉士養成講座6「ソーシャルワークの理論と方法(社会専門)」(中央法規出版)			
地域福祉と包括的支援体制	180	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座6「地域福祉と包括的支援体制」(中央法規出版)			
福祉サービスの組織と経営	90	最新 社会福祉士養成講座1「福祉サービスの組織と経営」(中央法規出版)			
社会保障	180	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座7「社会保障」(中央法規出版)			
高齢者福祉	90	最新 社会福祉士養成講座2「高齢者福祉」(中央法規出版)			
障害者福祉	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座8「障害者福祉」(中央法規出版)			
児童・家庭福祉	90	最新 社会福祉士養成講座3「児童・家庭福祉」(中央法規出版)			
貧困に対する支援	90	最新 社会福祉士養成講座4「貧困に対する支援」(中央法規出版)			
保健医療と福祉	90	最新 社会福祉士養成講座5「保健医療と福祉」(中央法規出版)			
権利擁護を支える法制度	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座9「権利擁護を支える法制度」(中央法規出版)			
刑事司法と福祉	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座10「刑事司法と福祉」(中央法規出版)			
ソーシャルワーク演習	90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座13「ソーシャルワーク演習(共通科目)」(中央法規出版)			
ソーシャルワーク演習(専門)	360	最新 社会福祉士養成講座7「ソーシャルワーク演習(社会専門)」(中央法規出版)			
<b>合計</b>	<b>2610</b>				
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第4条第一号イにより、次のいずれかに該当する者とする。①学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずる者として社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)第1条第3項各号に規定する者 ②学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年以上あるものに限る。)を卒業した者(取組において授業を行う学科又は通修による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者 ③学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者 ④指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。				
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	社会福祉の社会における役割・重要性について理解していること				
③その他					

〔特記事項〕

# 専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
<b>(1)資格取得状況</b>					
① 前年度の修了者数	96	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	112	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	90	人	受験率(③/②)	80.4	%
④ ③のうち合格者数	63	人	合格率(④/③)	70.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	96	人			
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。					
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
<b>(2)受講修了者による講座の評価等</b>					
① 回答者総数	75	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	58			
	2 非正社員、派遣社員	14	人		
	3 その他の就業(自営業等)	2	人		
	4 非就業	1	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	21	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)  74	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	4	人		
	3 社内外の評価が高まる	12	人		
	4 円滑な転職に役立つ	13	人		
	5 趣味・教養に役立つ	8	人		
	6 その他の効果	7	人		
	7 特に効果はない	9	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	1	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)  1	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	1	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	23	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)  75	
	2 おおむね満足	39	人		
	3 どちらとも言えない	11	人		
	4 やや不満	2	人		
	5 大いに不満	0	人		
<b>(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)</b>					
講座を受講修了後、8割以上の受講者が在職・就職している。					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	カリキュラムに応じた各科目のレポート等の評価を実施し、習得度を確認している。定期的に希望者に対し担当講師がレポート作成等の弱点補強指導を行っている。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	●スクーリング実施場所(2箇所) ・新潟会場…本校【新潟県新潟市中央区花園1-4-8】 ・金沢会場…TKP金沢新幹線口会議室【石川県金沢市堀川新町2-1 井門金沢ビル 3、4、6F】 ●時期、期間、回数 ・第1回面接授業:6月に1日間 ・第2回面接授業:8月or9月に2日間 ・第3回面接授業:11月に2日間				

# 専門実践教育訓練明示書

<b>6. 受講効果の把握方法</b>																			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	本学則「 <b>附帯教育事業 社会福祉士短期通信学科及び社会福祉士一般通信学科通則</b> (第22条の2第1項)」により定められている。																		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各学期のレポート提出状況を確認している。定期的に希望者に対し担当講師がレポート作成等の弱点補強指導を行っている。																		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本学則「 <b>附帯教育事業 社会福祉士短期通信学科及び社会福祉士一般通信学科通則</b> 」第24条の基準を満たした者。																		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムに応じた各科目のレポート等の評価を実施し、習得度を確認している。定期的に希望者に対し担当講師がレポート作成等の弱点補強指導を行っている。																		
<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>																			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各科目のレポートの返却時に、「所見」として各自の習得度・理解度について助言・指導を実施する。また、特に必要と思われる場合には個別に通信手段等を利用して学習指導を実施する。																		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 <small>(例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</small>	教育訓練目標である国家試験受験資格取得及び国家試験合格を支援するため、国家試験情報を随時提供するとともに国家試験対策資料を配布するなど受験対策に力を入れている。																		
<b>8. その他の事項</b>																			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 新潟福祉医療学園 <span style="float: right;">(代表者名: 理事長 井口 明彦)</span>																		
住所及び連絡先	〒950-0086 新潟県新潟市中央区花園1丁目4番8号 <span style="float: right;">TEL 025-240-4820</span>																		
施設名称及び施設長名	日本こども福祉専門学校 <span style="float: right;">(施設長: 学校長 井口 明彦)</span>																		
住所及び連絡先	〒950-0086 新潟県新潟市中央区花園1丁目4番8号 <span style="float: right;">TEL 025-240-4820</span>																		
苦情受付者	氏名 鈴木 麻衣子 所属 通信教育部	事務担当者	氏名 鈴木 麻衣子 所属 通信教育部																
連絡先	TEL 025-240-4820	連絡先	TEL 025-240-4820																
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) <span style="float: right;">338,080 円</span>																		
支払い方法	① 入学料 (税込額) <small>(※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</small>	20,000 円																	
① 一括払	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right;">318,080 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1期</td> <td style="text-align: right;">148,080 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2期</td> <td style="text-align: right;">85,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3期</td> <td style="text-align: right;">85,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第4期</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第5期</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第6期</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">(うち、必須教材費 58,080 円)</td> </tr> </table>				318,080 円	第1期	148,080 円	第2期	85,000 円	第3期	85,000 円	第4期	0 円	第5期	0 円	第6期	0 円	(うち、必須教材費 58,080 円)	
				318,080 円															
第1期				148,080 円															
第2期				85,000 円															
第3期				85,000 円															
第4期	0 円																		
第5期	0 円																		
第6期	0 円																		
(うち、必須教材費 58,080 円)																			
② 分割払	② 受講料 (税込額) <small>(※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</small>																		
③ 両方可				2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) <span style="float: right;">0 円</span>															
							① 任意の教材費(税込額) <span style="float: right;">0 円</span>												
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) <span style="float: right;">0 円</span>																		
	③ 施設維持費(税込額) <span style="float: right;">0 円</span>																		
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) <span style="float: right;">0 円</span>																		
	3. 総額 (1+2) (税込額) <span style="float: right;">338,080 円</span>																		

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。